



(題字 小黒千足 学長)

第363号
(平成7年3月号)



▲ 平成6年度富山大学学位記授与式。円内は1,604名の卒業生の代表として学位記を授与する。(平成7年3月24日(金)於：富山市公会堂)

目 次

学 長 告 辞

- ◆ 平成6年度富山大学学位記授与式を挙行 3

関 係 法 令 4

学 内 規 則 6

諸 会 議 18

学 事

- ◆ 平成7年度入学者選抜試験（後期日程）
を實施 19

人 事 異 動 21

学 内 諸 報

- ◆ 学長候補者，学部長，学生部長の再選・
選出 28
- ◆ 平成6年度退職者を囲む懇談会を開催 30
- ◆ 海外渡航者 31
- ◆ 外国人来訪者 32

職 員 消 息

- ◆ 住所変更 32

主 要 行 事 33

お 知 ら せ 35

3月24日富山市公会堂において

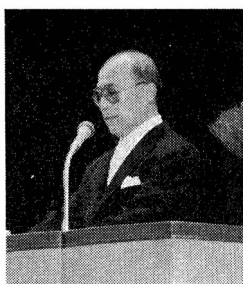
平成6年度富山大学学位記授与式を盛大に挙

＝ 合計1,604名が社会に巣立つ ＝

平成6年度富山大学学位記授与式が平成7年3月24日（金）午前10時30分から富山市公会堂で挙行されました。式に先立ち本学フィルハーモニー管弦楽団によるオーケストラ演奏があったのち、授与式では、まず小黒学長から学部卒業生1,414名、大学院研究科修了生190名、合計1,604名に学位記が授与され、引き続き学長から告辞があったのち学位記授与式を終了いたしました。



学位記授与式学長告辞（全文）



学長 小黒千足

ここにおられる1,604名の諸君は、本学所定の課程を終え、本日でたく学士、あるいは修士の学位を授与されました。教職員一同、心から御祝い申し上げます。また、この日を心待ちにしておられた、父兄の皆様のお喜びも、さぞかし大きいことと存じます。

さて、諸君が大学を去るこの時に当って、数年前に遡って思いを致します。まず、諸君が大学を志し、そして入学した時、大学に何を求め、大学生としての生活に何を

期待し、最後にどのような人間として卒業したいと思っていたのか、今一度自らに問い返して戴きたいと思えます。これらの問いに正しく答えることが出来たならば、諸君の人生にとって掛替えのない、そして二度と戻らないこの数年間を、自ら評価することができましょう。さらに、この自らに対する評価は、学生時代に留まるのではなく、この後もさらに大きな意味を持つことになる違いありません。

諸君が入学した時点と比較しますと、わが国はもとより世界の情勢は大きく変化いたしました。世界を二分する冷戦構造は既に崩れておりましたが、期待されていた平和は訪れず、混乱はむしろ多極化してきました。すなわち、対立の原因は、民族であり、宗教であり、経済であり、さらには、いわれなき敵がい心でもあります。しかも、それらが複雑に錯綜しております。

このように、常に流動し、変化する社会に我々は適切に対応する必要があります。特に、今大学を去る諸君は

何を中心に据え、どこに精神的基盤を持つべきでしょうか。それは、今後の一生をいかに生きるかの基礎であり、指標となるものであります。私は、この問いに直接答えるのではなく、諸君が大学を出たことの意義と価値について、改めて考えることが、各自が求める答えになると信じております。

諸君が在学中に属した学部はさまざまであり、専攻した分野は個々違います。しかし、それらの場で得たものが、単なる知識あるいは技術であるとしたならば、それは大学教育の単なる一面でしかありません。大学において、高次の知識や技術を修得することは当然であります。より大切なことは、その修得の過程を通じて、真理の探求、真実の追求の大切さと、それがいかに貴重であるかを体得することです。

この、絶え間なく流れ動く社会環境の中で、己を見失わないためには、常に自らの存在を確立する必要があります。我々は、常に変わる社会の中で、変わらぬ価値を持つ真理の探求と、そこに基礎をおく自我の確立を、大学教育の本質として教育したと信じております。諸君が

大学を去るに当り、あらためてそこに強い思いを致すことを希望します。

さて、社会に向ける視点を変えますと、誰しも、本年はじめに発生した阪神大震災に思い至るに違いありません。震災による被害はまことに悲惨で、深く哀悼の意を表するものであります。しかしながら、その時にみられた住人の冷静さは世界の絶賛する処であり、また、その後おこなわれた一般の救援活動、あるいは、ボランティア活動で示された人間性は高く評価されております。

一方、最近の凶悪犯罪の増加、いじめの多発などはまことに残念なことであります。本来、ヒューマンテイの発露は、日常理に行われるべきものであることは言をまちません。

少なくとも高等教育を受けた諸君が、ここに意を注ぎ、生命を軽視する風潮に怒りを覚え、人間性の溢れる社会の実現のために力を尽くされることを心から希望致します。

以上、諸君が旅立つに当りまして、思うことの一端を述べ、はなむけの言葉と致します。

関 係 法 令

(法 律)

- 国立学校設置法の一部を改正する法律
(32) (平7. 3. 23 官報号外第125号)
- 国家公務員等共済組合法の一部を改正する法律
(51) (平7. 3. 31 官報号外第60号)

(政 令)

- 児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令
(59) (平7. 3. 17 官報号外第49号)
- 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令等の一部を改正する政令
(60) (平7. 3. 17 官報号外第49号)
- 恩給法等の一部を改正する法律附則第14条の2第1項の年金たる給付等を定める政令の一部を改正する政令
(113) (平7. 3. 29 官報号外第58号)
- 国家公務員等共済組合法施行令及び国家公務員等共済組合等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令
(115) (平7. 3. 29 官報号外第58号)

- 平成7年度における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する政令
(116) (平7. 3. 29 官報号外第58号)
- 国家公務員等共済組合法施行令及び国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第35条の規定等に基づき行う負担金の額の調整等に関する政令の一部を改正する政令
(146) (平7. 3. 31 官報号外第60号)

(省 令)

- 住居手当の支給に関する規則の一部を改正する省令
(外務5) (平7. 3. 22 官報第1608号)
- 学校教育法施行規則の一部を改正する省令
(文部4) (平7. 3. 28 官報第1612号)
- 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令
(文部5) (平7. 3. 28 官報第1612号)
- 児童手当事務費交付金の額の算定に関する省令の一部を改正する省令
(厚生16) (平7. 3. 28 官報第1612号)

- 国家公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令
(大蔵17)(平7. 3. 29 官報号外第58号)
- 児童扶養手当法施行規則等の一部を改正する省令
(厚生21)(平7. 3. 30 官報第1614号)
- 大学共同利用機関組織運営規則の一部を改正する省令
(文部7)(平7. 3. 30 官報号外第59号)
- 国立学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令
(文部11)(平7. 3. 31 官報第1615号)

(規則)

- 人事院規則8-18(採用試験)の一部を改正する人事院規則
(人事院8-18-8)(平7. 3. 3 官報第1596号)
- 人事院規則17-0(管理職員等の範囲)の一部を改正する人事院規則
(人事院17-0-37)(平7. 3. 24 官報第1610号)
- 人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する人事院規則
(人事院15-14-2)(平7. 3. 28 官報第1612号)
- 人事院規則2-3(人事院事務総局の組織)の全部を改正する人事院規則
(人事院2-3-13)(平7. 3. 31 官報号外第60号)
- 人事院規則9-1(非常勤職員の給与)の一部を改正する人事院規則
(人事院9-1-12)(平7. 3. 31 官報号外第60号)
- 人事院規則9-17(俸給の特別調整額)の一部を改正する人事院規則
(人事院9-17-51)(平7. 3. 31 官報号外第60号)
- 人事院規則9-30(特殊勤務手当)の一部を改正する人事院規則
(人事院9-30-28)(平7. 3. 31 官報号外第60号)
- 人事院規則19-0(職員の育児休業等)の一部を改正する人事院規則
(人事院19-0-1)(平7. 3. 31 官報号外第60号)

- 人事院規則9-2(俸給表の適用範囲)の一部を改正する人事院規則
(人事院9-2-22)(平7. 3. 31 官報第1615号)
- 人事院規則9-42(指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額)の一部を改正する人事院規則
(人事院9-42-8)(平7. 3. 31 官報第1615号)
- 人事院規則9-57(教職調整額の支給方法等)の一部を改正する人事院規則
(人事院9-57-12)(平7. 3. 31 官報第1615号)
- 人事院規則9-82(俸給の半減)の一部を改正する人事院規則
(人事院9-82-1)(平7. 3. 31 官報第1615号)
- 人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)の一部を改正する人事院規則
(人事院10-4-3)(平7. 3. 31 官報第1615号)

(告示)

- 平成7年度民間学術研究機関補助金交付申請書及び添付書類の提出期限を定める件
(文部21)(平7. 3. 1 官報第1594号)
- 平成7年度大学入学資格検定の施行期日等を告示
(文部34)(平7. 3. 20 官報第1607号)
- 学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準の一部を改正する件
(文部42)(平7. 3. 29 官報第1613号)
- 学校給食実施基準の一部を改正する件
(文部43)(平7. 3. 29 官報第1613号)

学 内 規 則

富山大学に勤務する職員の勤務を要しない日等に関する規則の一部改正

富山大学に勤務する職員の勤務を要しない日等に関する規則の改正理由

- 1 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）の施行により、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する事項が定められたことに伴い、所要事項を改める。
- 2 文部省に勤務する職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成6年文部省訓令第33号）との整合性を図るため、週休日及び勤務時間帯の指定等を当該部局長から学長に改める。

富山大学に勤務する職員の勤務を要しない日等に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成6年9月1日

富山大学長 小 黒 千 足

富山大学に勤務する職員の勤務を要しない日等 に関する規則の一部を改正する規則

富山大学に勤務する職員の勤務を要しない日等に関する規則（平成4年5月1日制定）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富山大学に勤務する職員の勤務時間等に関する規則
第1条を次のように改める。

（趣 旨）

第1条 富山大学に勤務する職員（以下「職員」という。）の勤務時間、休暇等については、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号。以下「勤務時間法」という。）、人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）（以下「規則15-14」という。）、人事院規則15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）（以下「規則15-15」という。）、文部省に勤務する職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成6年文部省訓令第33号）等（以下「法令等」という。）の定めによるほか、この規則の定めるところによる。

第2条を削り、第3条の前の見出しを「（週休日及び勤務時間等）」に改め、同条中「勤務を要しない日」を「週休日」に「，勤務時間」を「，勤務時間の割振り」に改め、同条を第2条とする。

第4条中「勤務を要しない日」を「週休日」に改め、

「，勤務を要しない日」を「，週休日」に改め、「，当該部局長」を「，学長」に改め、同条を第3条とする。

第5条中「，あらかじめ勤務を要しない日及び勤務時間の割振り等の基準について学長の承認を得た場合に限り、当該部局長」を「，学長」に改め、「勤務を要しない日」を「週休日」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「，第3条又は第4条」を「，第2条又は第3条」に改め、「，当該部局長」を「，学長」に改め、「勤務を要しない日」を「週休日」に改め、「，第3条」を「，第2条」に改め、「，第4条」を「，第3条」に改め、同条を第5条とする。

第7条を次のように改め、同条を第6条とする。

（週休日の振替等）

第6条 勤務時間法第8条に規定する週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更（以下「週休日の振替等」という。）については、学長がこれを行うものとする。ただし、週休日の振替等を行う際には、職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成6年7月27日付け職職-328人事院事務総長通知）第4第6項に定める事項を当該職員に通知するものとする。

第6条の次に次の1条を加える。

（休日の代休日の指定）

第7条 勤務時間法第15条第1項に規定する代休日の指定は、学長がこれを行うものとする。

第8条中「第4条及び第5条」を「第3条及び第4条」に改める。

第9条中「人事院規則15-1（職員の勤務時間等の基準）第7条第4項」を「規則15-14第6条第2項」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（休暇の承認）

第10条 年次休暇、病気休暇、特別休暇（次項に掲げるものを除く。）及び介護休暇の承認は、学長が行うものとする。

2 規則15-14第22条第5号及び第6号の申出並びに第27条第3項の届出は、学長に対して行うものとする。
（非常勤職員の勤務時間及び休暇）

第11条 勤務時間法第23条に規定する非常勤職員の勤務時間及び休暇については、規則15-15および関係法令の定めるところによるものとし、休暇の承認（申出又は届出による休暇を含む。）については、学長が行うものとする。

別表2中「当該部局長」を「学長」に改める。

別表3中「勤務を要しない日」を「週休日」に改め、「当該部局長」を「学長」に改める。

附 則

- この規則は、平成6年9月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の規則（以下「旧規則」という。）第3条から第6条までの規定に基づき定められた勤務を要しない日及び勤務時間の割振り等は、それぞれ第3条から第6条までの規定に基づき定められたものとみなす。
- この規則の施行の際現に旧規則第7条に基づき定められた勤務を要しない日及び勤務時間の割振り等は、それぞれ第7条の規定に基づき定められたものとみなす。

富山大学文書決裁規則の一部改正

富山大学文書決裁規則の改正理由

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）の施行により、富山大学に勤務する職員の勤務を要しない日等に関する規則が一部改正されたことに伴い、所要事項を改める。

富山大学文書決裁規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成6年9月1日

富山大学長 小 黒 千 足

富山大学文書決裁規則の一部を改正する規則

富山大学文書決裁規則（昭和48年12月21日制定）の一部を次のように改正する。

別表第2（各課及び企画室共通事項）の項中第1号を次のように改める。

1 職員の週休日の指定及び振替並びに半日勤務時間の割振り変更	学 長	主管部長 学生部次長 施設課長
第9号を第10号とし、第2号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。		
2 休日の代休日の指定	学 長	主管部長 学生部次長 施設課長

同表（保健管理センター関係）の項中第1号を次のように改める。

1 職員の週休日の指定及び振替並びに半日勤務時間の割振り変更	学 長	保健管理センター所長
第9号を第10号とし、第2号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。		
2 休日の代休日の指定	学 長	保健管理センター所長

同表（学部、附属図書館関係）の項中第1号を次のように改める。

1 職員（附属学校教員を除く。）の週休日の指定及び振替並びに半日勤務時間の割振り変更	学 長	学 部 長 附属図書館長
--	-----	-----------------

第25号を第27号とし、第4号から第24号までを2号ずつ繰り下げ、第3号を次のように改め、同号を第4号とする。

4 附属学校教員の週休日の指定及び振替並びに半日勤務時間の割振り変更	学 長	附属学校長
------------------------------------	-----	-------

第4号の次に次の1号を加える。

5 附属学校教員の休日の代休日の指定	学 長	附属学校長
--------------------	-----	-------

第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

2 職員（附属学校教員を除く。）の休日の代休日の指定	学 長	学 部 長 附属図書館 長
----------------------------	-----	---------------------

同表（水素同位体機能研究センター関係）の項中第1号を次のように改める。

1 職員の週休日の指定及び振替並びに半日勤務時間の割振り変更	学 長	水素同位体 機能研究セ ンター長
--------------------------------	-----	------------------------

第10号を第11号とし、第2号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

2 休日の代休日の指定	学 長	水素同位体 機能研究セ ンター長
-------------	-----	------------------------

同表（地域共同研究センター関係）の項中第1号を次のように改める。

1 職員の週休日の指定及び振替並びに半日勤務時間の割振り変更	学 長	地域共同研 究センター 長
--------------------------------	-----	---------------------

第10号を第11号とし、第2号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

2 休日の代休日の指定	学 長	地域共同研 究センター 長
-------------	-----	---------------------

附 則

この規則は、平成6年9月1日から施行する。

富山大学当直規則の一部改正

富山大学当直規則の改正理由

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）の施行により、関係人事院規則が整備されたことに伴い、所要事項を改める。

富山大学当直規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成6年9月1日

富山大学長 小 黒 千 足

富山大学当直規則の一部を改正する規則

富山大学当直規則（昭和39年2月15日制定）の一部を次のように改正する。

第1条中「、人事院規則15-9第2条及び第3条」を「、人事院規則15-14第13条第1項第1号及び第2項」に改める。

附 則

この規則は、平成6年9月1日から施行する。

富山大学教育学部規則の一部改正

富山大学教育学部規則の改正理由

履修方法の弾力化及び教育内容の充実を図るため、所要事項を改める。

富山大学教育学部規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成7年3月17日

富山大学長 小 黒 千 足

富山大学教育学部規則の一部を改正する規則

富山大学教育学部規則（昭和27年4月18日制定）の一部を次のように改正する。

別表Ⅲ（ロ）専攻教科中、社会専攻の表を次のように改める。

学 科 目	専 門 科 目 区 分 等	授 業 科 目	開 設 単 位	社 会 専 攻											養護学校教 員養成課程 第二類	
				小 学 校 教 員 養 成 課 程	中 学 校 教 員 養 成 課 程											
					必 修	選	必 修	歴 史		地 理		法 律 ・ 社 会 ・ 経 済		必 修	選	
								必	選	必	選	必	選			
社 会 科	日 本 史 及 び 外 国 史	日本史学概論	2	2	2										2	
		日本史学各論Ⅰ	2	2		2		2					2		2	
		日本史学各論Ⅱ	2	2			2		2				2		2	
		日本史学演習	4	4		*2	2		4			4				
		東洋史学	2	2	2										2	2
		西洋史学概論	2	2	2										2	
		西洋史学各論Ⅰ	2	2		2		2					2		2	
		西洋史学各論Ⅱ	2	2			2		2				2		2	
		西洋史学演習	4	4		*2	2		4			4				
		史学概要	2	2			2		2			2			2	
考古学	2	2			2		2			2						
教 育 科	地 理 学	地理学総論Ⅰ	2	2	2									2		
		地理学総論Ⅱ	2	2	2									2	2	
		地誌学Ⅰ	4	4	2		2		2			2	2			
		地誌学Ⅱ	4	4		2	2	2	2			4		2		
		人文地理学各論Ⅰ	2	2		2		2				2		2		
		人文地理学各論Ⅱ	2	2			2		2			2		2	2	
		人文地理学各論Ⅲ	2	2			2		2			2				
		人文地理学各論Ⅳ	2	2			2		2			2				
		自然地理学各論Ⅰ	2	2		2		2				2		2		
		自然地理学各論Ⅱ	2	2			2		2			2				
		地理学演習Ⅰ(巡検を含む。)	5	5			5		*3	2		5				
		地理学演習Ⅱ(巡検を含む。)	5	5			5		*3	2		5				
地図学	2	2			2		2			2						

富山大学大学院理学研究科規則の一部改正

富山大学大学院理学研究科規則の改正理由

理学研究科化学専攻の教育内容の充実を図るため、所要事項を改める。

富山大学大学院理学研究科規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成7年3月17日

富山大学長 小 黒 千 足

富山大学大学院理学研究科規則の一部を改正する規則

富山大学大学院理学研究科規則（昭和53年4月1日制定）の一部を次のように改正する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

別表化学専攻の項中「|表面化学|2|」を「|表面化学|4|」に、「|核化学|2|」を「|核化学|4|」に改める。

富山大学研究生規則の制定

富山大学研究生規則の制定理由

富山大学学則第59条及び富山大学大学院学則第40条の規定に基づき、本学の研究生に関し必要な事項を定める。

富山大学研究生規則を次のとおり制定する。

平成7年3月17日

富山大学長 小 黒 千 足

富山大学研究生規則

（趣 旨）

第1条 この規則は、富山大学学則第59条及び富山大学大学院学則第40条の規定に基づき、富山大学の学部又は大学院において受け入れる研究生に関し必要な事項を定める。

（入学資格）

第2条 学部の研究生として入学できる者は、学士の学位を有する者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

2 大学院の研究生として入学できる者は、修士の学位

を有する者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

（出願手続）

第3条 研究生として入学を志願する者は、入学願書その他必要な書類に検定料を添え、志望する学部又は研究科の長（以下「学部長等」という。）に願い出なければならない。

2 入学願書の受付期間は、各学部又は各研究科（以下「各学部等」という。）において定める。

（入学者の選考）

第4条 研究生として入学を志願する者に対しては、教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）

において選考を行う。

2 前項の選考による合格者の決定は、教授会等の議を経て、学部長等が行う。

(入学手続及び入学許可)

第5条 学部長等は、前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者で、指定の期日までに、各学部等において定める書類を提出するとともに、入学料を納付した者に入学を許可する。

(入学時期)

第6条 研究生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(研究期間)

第7条 研究生の研究期間は、1年以内とする。ただし、研究期間の延長を願い出た場合は、通算して2年の範囲内で許可することができる。

(退 学)

第8条 研究生が、研究期間終了前に退学しようとするときは、その事由を付して学部長等に願い出なければならない。

(除 籍)

第9条 研究生として不適当と認められる者については、教授会等の議を経て、学部長等が除籍する。

(授業料等)

第10条 研究生の検定料、入学料及び授業料の額は、国立学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和36年文部省令第9号）に係る通達に定める額と同額とする。

2 研究生の授業料は、それぞれの在学予定期間に応じ、3月分又は6月分に相当する額を当該期間における当初の月に納付しなければならない。ただし、在学予定期間が3月未満又は6月未満であるときは、その期間分に相当する額を当該期間における当初の月に納付しなければならない。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、研究生について必要な事項は、各学部等において定める。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

富山大学科目等履修生及び聴講生規則の制定

富山大学科目等履修生及び聴講生規則の制定理由

富山大学学則第59条及び富山大学大学院学則第40条の規定に基づき、本学の科目等履修生及び聴講生に関し必要な事項を定める。

富山大学科目等履修生及び聴講生規則を次のとおり制定する。

平成7年3月17日

富山大学長 小 黒 千 足

富山大学科目等履修生及び聴講生規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、富山大学学則第59条及び富山大学大学院学則第40条の規定に基づき、富山大学の学部又は大学院において受け入れる科目等履修生及び聴講生に関し必要な事項を定める。

(入学資格)

第2条 学部の科目等履修生又は聴講生として入学できる者は、高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

2 大学院の修士課程又は博士前期課程の科目等履修生又は聴講生として入学できる者は、学士の学位を有する者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 大学院の博士後期課程の科目等履修生又は聴講生として入学できる者は、修士の学位を有する者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(出願手続)

第3条 科目等履修生又は聴講生として入学を志願する者は、入学願書その他必要な書類に検定料を添え、志望する学部又は研究科の長(以下「学部長等」という。)に願い出なければならない。

2 入学願書の受付期間は、各学部又は各研究科(以下「各学部等」という。)において定める。

(入学者の選考)

第4条 科目等履修生又は聴講生として入学を志願する者に対しては、教授会又は研究科委員会(以下「教授会等」という。)において選考を行う。

2 前項の選考による合格者の決定は、教授会等の議を経て、学部長等が行う。

(入学手続及び入学許可)

第5条 学部長等は、前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者で、指定の期日までに、各学部等において定める書類を提出するとともに、入学科を納付した者に入学を許可する。

(入学時期)

第6条 科目等履修生及び聴講生の入学の時期は、学期の始めとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(履修期間)

第7条 科目等履修生及び聴講生の一授業科目の履修期間は、1学期又は1年とする。ただし、授業科目により特別な履修期間が定められている場合は、当該期間とする。

(履修科目等)

第8条 科目等履修生として1学期に履修できる科目及び単位数並びに聴講生として1学期に聴講できる科目については、各学部等において定める。

(単位の授与)

第9条 科目等履修生として授業科目を履修し、当該授業科目の試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 前項により授与された単位については、本人から願い出があったときは、単位修得証明書を交付する。

(退学)

第10条 科目等履修生及び聴講生が退学しようとするときは、その事由を付して学部長等に願い出なければならない。

(除籍)

第11条 科目等履修生及び聴講生として不適当と認められる者については、教授会等の議を経て、学部長等が除籍する。

(授業料等)

第12条 科目等履修生及び聴講生の検定料、入学科及び授業料の額は、国立学校における授業料その他の費用に関する省令(昭和36年文部省令第9号)に係る通達に定める額と同額とする。

2 科目等履修生及び聴講生の授業料は、前学期又は後学期に履修又は聴講する授業科目の単位数に相当する額を、当該学期の当初の月に納付しなければならない。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、科目等履修生及び聴講生について必要な事項は、各学部等において定める。

附 則

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の規定にかかわらず、教員の免許状取得のため聴講する聴講生に対して、単位を与えることができる。

富山大学外国人留学生規則の制定

富山大学外国人留学生規則の制定理由

富山大学学則第59条及び富山大学大学院学則第40条の規定に基づき、本学の外国人留学生に関し必要な事項を定める。

富山大学外国人留学生規則を次のとおり制定する。

平成7年3月17日

富山大学長 小 黒 千 足

富山大学外国人留学生規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、富山大学学則（以下「学則」という。）第59条及び富山大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第40条の規定に基づき、外国人留学生に関し必要な事項を定める。

(区 分)

第2条 外国人留学生の区分は、次のとおりとする。

- (1) 学部及び大学院の学生
- (2) 学部及び大学院の研究生
- (3) 学部及び大学院の科目等履修生
- (4) 学部及び大学院の聴講生
- (5) 学部及び大学院の特別聴講学生
- (6) 特別研究学生

(入学資格)

第3条 外国人留学生として入学することができる者は、学則、大学院学則、富山大学研究生規則、富山大学科目等履修生及び聴講生規則に定めるそれぞれの入学資格を有する者とする。

(入学時期)

第4条 外国人留学生の入学の時期は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 第2条第1号の場合は、学年の始めとする。ただし、学部の学生の再入学、編入学及び転入学については、学期の始めとすることができる。
- (2) 第2条第2号の場合は、学年の始めとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。
- (3) 第2条第3号及び第4号の場合は、学期の始めとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(入学の出願)

第5条 外国人留学生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて願出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 最終出身学校の卒業（修了）証明書（見込証明書を含む。）
- (3) 健康診断書
- (4) 現に日本に居住している者は、外国人登録済証明書
- (5) その他各学部又は各研究科（以下「各学部等」という。）において必要と認める書類

(入学者の選考)

第6条 入学を志望する者については、選考を行うものとし、選考の方法は、各学部等において別に定めるところによる。

2 前項の選考による合格者の決定は、教授会又は研究科委員会の議を経て、学部及び大学院の学生にあっては学長が、学部の研究生、科目等履修生及び聴講生にあっては学部長が、大学院の研究生、科目等履修生及び聴講生にあっては研究科長が行う。

(入学手続及び入学許可)

第7条 前条の選考結果に基づき合格の通知を受けた者で、指定の期日までに、各学部等において定める書類を提出するとともに、入学科を納付した者について、学部及び大学院の学生にあっては学長が、学部の研究生、科目等履修生及び聴講生にあっては学部長が、大学院の研究生、科目等履修生及び聴講生にあっては研究科長が入学を許可する。

(授業料等)

第8条 学部及び大学院の学生に係る検定料、入学科及

び授業料の額並びにその徴収方法は、国立学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和36年文部省令第9号）の定めるところによる。

- 2 研究生、科目等履修生及び聴講生の検定料、入学料及び授業料の額は、国立学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和36年文部省令第9号）に係る通達に定める額と同額とする。
- 3 第5条、第7条及び前2項の規定にかかわらず、国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づき入学する者及び大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項（平成3年4月11日文部省学術国際局長裁定）に該当する交流協定に基づき入学する者については、検定料、入学料及び授業料を徴収しない。

（特別聴講学生及び特別研究学生）

第9条 特別聴講学生及び特別研究学生については、富山大学学生交流規則の定めるところによる。

（学則等の適用）

第10条 この規則に定めるもののほか、外国人留学生に関し必要な事項は、学則、大学院学則その他の関係規則等の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

富山大学学生交流規則の制定

富山大学学生交流規則の制定理由

本学の学生が他の大学又は大学院等における授業科目を履修又は研究指導を受ける場合の取扱い並びに特別聴講学生及び特別研究学生の取扱いに関し必要な事項を定める。

富山大学学生交流規則を次のとおり制定する。

平成7年3月17日

富山大学長 小 黒 千 足

富山大学学生交流規則

第1章 総 則

（趣 旨）

第1条 この規則は、富山大学学則（以下「学則」という。）第34条第1項、第44条及び第57条並びに富山大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第16条第1項、第16条の2、第34条、第38条及び第38条の2の規定に基づき、富山大学（以下「本学」という。）、本学の各学部又は各研究科（以下「学部等」という。）と他の大学又は大学院等との協議により、本学の学生が、当該他の大学又は大学院等における授業科目を履修又は研究指導を受ける場合の取扱い及び他の大学又は大学院の学生が、本学の学部又は大学院における授業科目を履修又は研究指導を受ける場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（定 義）

第2条 この規則において「派遣学生」とは、次の各号に定める者をいう。

- (1) 本学の学部の学生で、他の大学又は外国の大学（短期大学を含む。以下「他大学」という。）の授業科目を履修する者
- (2) 本学の大学院の学生で、他の大学の大学院又は外国の大学の大学院（以下「他大学院」という。）の授業科目を履修する者
- 2 この規則において「派遣研究学生」とは、本学の大学院の学生で、他大学院又は研究所等において研究指導を受ける者をいう。
- 3 この規則において「特別聴講学生」とは、他大学又は他大学院の学生で、本学の学部又は大学院の授業科目を履修する者をいう。
- 4 この規則において「特別研究学生」とは、他大学院

の学生で、本学の大学院において研究指導を受ける者をいう。

5 この規則において「大学間協議」とは、学生を交流するに当たって、あらかじめ本学と他大学、他大学院又は研究所等との間で行う協議をいう。

6 この規則において「部局間協議」とは、学生を交流するに当たって、あらかじめ学部等と他大学院又は研究所等との間で行う協議をいう。

(他大学等との協議)

第3条 他大学、他大学院又は研究所等との協議は、大学間協議又は部局間協議とし、次に掲げる事項について、大学間協議にあっては、評議会の議を経て、学長が、部局間協議にあっては、教授会又は研究科委員会(以下「教授会等」という。)の議を経て、学部又は研究科の長(以下「学部長等」という。)が行う。

- (1) 授業科目又は研究題目
- (2) 履修期間又は研究期間
- (3) 対象となる学生数
- (4) 単位の認定方法
- (5) 授業料等の費用の取扱い方法
- (6) その他必要事項

第4条 派遣学生及び派遣研究学生の派遣の許可並びに特別聴講学生及び特別研究学生の受入れの許可は、前条の協議に基づき行うものとする。

第2章 派遣学生

(出願手続)

第5条 他大学又は他大学院の授業科目を履修しようとする者は、学部等において定める願書により、所属の学部長等に願出しなければならない。

(派遣の許可)

第6条 学部長等は、前条の願出があったときは、教授会等の議を経て、他大学又は他大学院に学生の受入れを依頼し、その承認を得て、派遣を許可する。

2 前項の場合において、外国の大学、短期大学又は大学院への派遣の許可は、学部長等の申請に基づき、学長が行う。

(履修期間)

第7条 派遣学生の履修期間は、1年以内とする。ただし、学部長等が必要と認めるときは、教授会等の議を経て、他大学又は他大学院と協議の上、通算して2年の範囲内で延長を許可することができる。

(在学期間の取扱い)

第8条 派遣学生としての履修期間は、本学の在学期間

に含めるものとする。

(履修報告書等の提出)

第9条 派遣学生は、履修が終了したときは、所属の学部長等に所定の履修報告書及び他大学又は他大学院の交付する成績証明書を提出しなければならない。

(単位の認定)

第10条 派遣学生が、他大学又は他大学院において修得した単位は、学則又は大学院学則の定めるところにより、本学において修得したものとみなすことができる。

(派遣許可の取消し)

第11条 学部長等は、派遣学生が次の各号の一に該当する場合は、教授会等の議を経て、他大学又は他大学院と協議の上、派遣の許可を取り消すことがある。

- (1) 履修の見込みがないと認められるとき。
- (2) 派遣学生として、他大学又は他大学院の規則等に違反し、又はその本分に反する行為があると認められるとき。
- (3) その他派遣の趣旨に反する行為があると認められるとき。

2 前項の場合において、外国の大学、短期大学又は大学院への派遣の許可の取消しは、学部長等の申請に基づき、学長が行う。

第3章 派遣研究学生

(出願手続)

第12条 他大学院又は研究所等の研究指導を受けようとする者は、各研究科において定める願書により、所属の研究科長に願出しなければならない。

(派遣の許可)

第13条 研究科長は、前条の願出があったときは、研究科委員会の議を経て、他大学院又は研究所等に学生の受入れを依頼し、その承認を得て、派遣を許可する。

2 前項の場合において、外国の大学院又は外国の研究所等への派遣の許可は、研究科長の申請に基づき、学長が行う。

(研究指導を受ける期間)

第14条 派遣研究学生の研究指導を受ける期間は、1年以内とする。ただし、博士後期課程の学生にあっては、研究科長が必要と認めるときは、研究科委員会の議を経て、他大学院又は研究所等と協議の上、通算して2年の範囲内で延長を許可することができる。

(在学期間の取扱い)

第15条 派遣研究学生としての研究指導を受ける期間は、本学の在学期間に含めるものとする。

(研究報告書の提出)

第16条 派遣研究学生は、研究指導が終了したときは、所属の研究科長に研究報告書を提出しなければならない。

(研究指導の認定)

第17条 派遣研究学生が、他大学院又は研究所等において受けた研究指導は、本学における課程修了に必要な研究指導の一部として認定することができる。

(派遣許可の取消し)

第18条 研究科長は、派遣研究学生が次の各号の一に該当する場合は、研究科委員会の議を経て、他大学院又は研究所等と協議の上、派遣の許可を取り消すことがある。

- (1) 研究指導の完了の見込みがないと認められるとき。
- (2) 派遣研究学生として、他大学院又は研究所等の規則等に違反し、又はその本分に反する行為があると認められるとき。
- (3) その他派遣の趣旨に反する行為があると認められるとき。

2 前項の場合において、外国の大学院又は外国の研究所等への派遣の許可の取消しは、研究科長の申請に基づき、学長が行う。

第4章 特別聴講学生

(受入れの許可)

第19条 特別聴講学生の受入れの許可は、他大学又は他大学院の依頼に基づき、教授会等の議を経て、学部長等が行う。

(成績証明書の交付)

第20条 特別聴講学生が、所定の授業科目を履修し単位を修得したときは、学部長等は、成績証明書を交付するものとする。

(受入れの取消し)

第21条 学部長等は、特別聴講学生が次の各号の一に該当する場合は、教授会等の議を経て、他大学又は他大学院と協議の上、受入れの許可を取り消すことがある。

- (1) 履修の見込みがないと認められるとき。
- (2) 特別聴講学生として、本学の諸規則等に違反し、又はその本分に反する行為があると認められるとき。
- (3) その他受入れの趣旨に反する行為があると認められるとき。

第5章 特別研究学生

(受入れの許可)

第22条 特別研究学生の受入れの許可は、他大学院の依頼に基づき、研究科委員会の議を経て、研究科長が行う。

(研究指導報告書の交付)

第23条 特別研究学生が研究指導を終了したときは、研究科長は、研究指導報告書を交付するものとする。

(受入れの取消し)

第24条 研究科長は、特別研究学生が次の各号の一に該当する場合は、研究科委員会の議を経て、他大学院と協議の上、受入れの許可を取り消すことがある。

- (1) 研究指導の完了の見込みがないと認められるとき。
- (2) 特別研究学生として、本学の諸規則等に違反し、又はその本分に反する行為があると認められるとき。
- (3) その他受入れの趣旨に反する行為があると認められるとき。

第6章 検定料、入学料及び授業料

(授業料等)

第25条 派遣学生又は派遣研究学生を受け入れた他大学、他大学院又は研究所等における授業料等の取扱いは、大学間協議又は部局間協議により定めるものとする。

- 2 特別聴講学生及び特別研究学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。
- 3 特別聴講学生又は特別研究学生が国立の大学、短期大学又は大学院の学生であるときは、授業料は徴収しない。
- 4 特別聴講学生又は特別研究学生が公立若しくは私立の大学等又は外国の大学等の学生であるときは、国立学校における授業料その他の費用に関する省令(昭和36年文部省令第9号)に係る通達に定める聴講生又は研究生の授業料と同額の授業料を指定の期日までに納入しなければならない。
- 5 大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項(平成3年4月11日文部省学術国際局長裁定)に該当する交流協定に基づき入学する者については、検定料、入学料及び授業料を徴収しない。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。



第7回生涯学習教育研究センター準備委員会（3月6日）

（議 題）

- (1) 富山大学生涯学習教育研究センター（仮称）について
- (2) その他

第6回国際交流委員会学術交流部会（3月7日）

（議 題）

- (1) 平成7年度富山大学国際交流事業基金各種事業の採択について
- (2) 国際交流の推進について
- (3) その他

第4回教務委員会（3月7日）

（審議事項）

- (1) 富山大学研究生規則（案）について
- (2) 富山大学科目等履修生及び聴講生規則（案）について
- (3) 富山大学学生交流規則（案）について
- (4) 富山大学外国人留学生規則（案）について
- (5) その他

第5回国際交流委員会（3月14日）

（審議事項）

- (1) 富山大学研究生規則の制定について（継続）
- (2) 富山大学科目等履修生及び聴講生規則の制定について（継続）
- (3) 富山大学外国人留学生規則の制定について（継続）
- (4) 富山大学学生交流規則の制定について（継続）
- (5) 平成6年度富山大学国際交流事業基金決算について
- (6) 平成7年度富山大学国際交流事業基金予算（案）について
- (7) 平成7年度富山大学国際交流事業基金各種事業の採択について

第6回放射性同位元素総合実験室運営委員会（3月14日）

（議 題）

- (1) 平成8年度歳出概算要求について
- (2) 平成7年度総合実験室業務従事者登録申請について

て

- (3) その他

第8回事務協議会（3月16日）

（議 題）

当面の諸課題について

綱紀点検調査委員会（3月16日）

（議 題）

- (1) 点検実施項目の実施状況等について
- (2) その他

第4回水素同位体機能研究センター運営委員会

（3月16日）

（議 題）

- (1) 平成8年度歳出概算要求について
- (2) その他

第11回及び第12回部局長懇談会（3月17日）

（議 題）

- (1) 当面の諸問題について
- (2) その他

第7回大学院委員会（3月17日）

（審議事項）

- (1) 富山大学大学院理学研究科規則の一部改正について
- (2) その他

第11回評議会（3月17日）

（審議事項）

- (1) 生涯学習教育研究センターの設置について
- (2) 次期学生部長候補者の選考について
- (3) 富山大学学則の一部改正について
- (4) 富山大学大学院学則の一部改正について
- (5) 富山大学研究生規則の制定について
- (6) 富山大学科目等履修生及び聴講生規則の制定について
- (7) 富山大学外国人留学生規則の制定について
- (8) 富山大学学生交流規則の制定について

- (9) 富山大学教育学部規則の一部改正について
- (10) 富山大学大学院理学研究科規則の一部改正について
- (11) 大学開放事業（夢大学 in TOYAMA）の開催について
- (12) 転学部について
- (13) その他

第12回評議会（臨時）（3月20日）**（審議事項）**

- (1) 次期学長候補者について

第3回体育部会（3月22日）**（議 題）**

- (1) 在来生合宿研修の在り方について
- (2) その他

第3回附属図書館自己点検評価委員会（4専門委員会合同）（3月22日）**（審議事項）**

- (1) 平成6年度附属図書館自己点検評価年次報告書等の承認について

第11回学生生活協議会（3月30日）**（審議事項）**

- (1) 第40回大学祭について
- (2) その他

**平成7年度入学者選抜試験（後期日程）を実施**

「後期日程」の試験が、平成7年3月11日（土）に実施されました。

教育学部、経済学部、理学部及び工学部検査場において、学力検査、実技検査、小論文、面接などの試験が行われ、その結果、3月21日（火）に別紙のとおり合格者数が発表されました。

平成7年度富山大学入学者選抜試験（後期日程）実施状況表

学部	学科・課程	募集人員	志願者数	受験者数	合格者数	備 考	
		人	人	人	人		
人文	人 文 学 科	15	173	173	56		
	国 際 文 化 学 科	10	61	61	26		
	言 語 文 化 学 科	20	239	239	67		
	計	45	473	473	149		
教育	小学校教員養成課程	30	274	112	44		
	中学校教員養成課程	12	301	180	16		
	養護学校教員養成課程	6	54	33	10		
	幼稚園教員養成課程	9	105	56	10		
	情報教育課程教育情報コース	6	52	23	6		
	情報教育課程環境情報コース	4	37	15	5		
	計	67	823	419	91		
経済	コ 昼 1 間 ス 主	経 済 学 科	31	278	125	43	
		経 営 学 科	24	293	129	34	
		経 営 法 学 科	20	260	103	28	
		小 計	75	831	357	105	
	コ 夜 1 間 ス 主	経 済 学 科	4	33	21	8	
		経 営 学 科	5	63	36	13	
		経 営 法 学 科	5	44	21	8	
		小 計	14	140	78	29	
	計	89	971	435	134		
	理	数 学 学 科	7	42	20	7	
物 理 学 科		9	29	12	10		
化 学 学 科		8	50	24	9		
生 物 学 科		6	30	14	6		
地 球 科 学 科		5	23	23	5		
生物圏環境科学科		5	57	24	6		
計		40	231	117	43		
工	電子情報工学科	27	122	122	41		
	機械システム工学科	21	123	123	34		
	物質工学科	16	89	89	26		
	化学生物工学科	16	104	44	19		
	計	80	438	378	120		
後期日程合計		321	2,936	1,822	537		
前期日程合計		980	4,217	3,984	1,085		
一般選抜合計		1,301	7,153	5,806	1,622		

(注) 募集人員は、推薦入学等特別選抜募集人員（若干名以外）を除いたものである。

人 事 異 動

異動区分	発令年月日	氏 名	異 動 前 の 所 属 官 職	異 動 内 容
退職	7. 3. 31	板 谷 力 夫	経理部経理課長	国家公務員法第81条の2第1項の規定により平成7年3月31日限り定年退職
	〃	本 澤 健 二	工学部事務長	〃
	〃	渡 邊 國 男	庶務部庶務課文書係長	〃
	〃	清 水 麗 子	人文学部・理学部経理係出納主任	〃
	〃	福 田 侑 子	文部事務官（庶務部庶務課電話交換手長）	〃
	〃	高 島 仙 次	用務員（経理部経理課作業員長）	〃
	〃	片 山 進	文部技官（厚生課調理士長）	〃
	〃	西 村 昭 治	〃（工学部）	〃
採用	7. 4. 1	寺 林 真佐美		文部事務官（庶務部庶務課）
	〃	三 室 龍一郎		〃（教育学部）
	〃	高 柳 裕 子		〃（経済学部）
	〃	丸 山 博		文部技官（工学部）
	〃	原 正 憲		〃（水素同位体機能研究センター）
昇 任	7. 4. 1	磯 村 成	北海道大学庶務部庶務課長	庶務部長
	〃	高 砂 慶	東北大学附属図書館情報サービス課長	附属図書館事務部長
	〃	野 田 優 明	大学入試センター管理部庶務課課長補佐	入試課長
	〃	角 井 與志推	工学部事務長補佐	附属図書館情報管理課長
	〃	重 里 信 一	筑波大学図書館情報管理課課長補佐	附属図書館情報サービス課長
	〃	園 利 男	庶務部人事課長	筑波技術短期大学事務部長
	〃	林 征 紀	経理部主計課専門職員	教育学部事務長補佐
	〃	土 肥 隆 三	庶務部企画室専門職員（自己点検評価担当）	庶務部企画室専門員（企画調査担当）
	〃	林 茂 美	厚生課保健係保健主任	厚生課専門職員
	〃	相 澤 伸 彰	庶務部企画室教養教育企画係企画主任	富山商船高等専門学校学生課寮務係長
	〃	石 田 精 一	経理部主計課監査係監査主任	富山工業高等専門学校会計課出納係長
	〃	朝 野 真	教育学部庶務係庶務主任	国立立山少年自然の家庶務課庶務係長
	〃	松 本 修 一	工学部庶務係庶務主任	富山医科薬科大学総務部庶務課任用係長
	〃	長 崎 悟	工学部学務係教務主任	富山工業高等専門学校学生課寮務係長
昇 任	7. 4. 1	藏 川 一 正	文部事務官（庶務部人事課）	庶務部人事課任用係任用主任
	〃	松 田 玲 子	〃（富山工業高等専門学校庶務課）	庶務部人事課給与係給与主任
	〃	槻 光 雄	文部技官（施設課）	施設課工営係建築主任
	〃	稲 川 敏 行	文部事務官（人文学部・理学部）	人文学部・理学部庶務係庶務主任

異動区分	発令年月日	氏 名	異 動 前 の 所 属 官 職	異 動 内 容
昇 任	7. 4. 1	松 田 晃	文部事務官（経済学部）	経済学部庶務係庶務主任
	”	北 角 政 信	” （工学部）	工学部用度係用度主任
	”	村 田 美 憲	” （人文学部・理学部）	工学部学務係学務主任
	”	中 村 義 浩	” （庶務部庶務課）	富山商船高等専門学校庶務課人事係人事主任
	”	五十嵐 義 浩	” （経理部経理課）	富山医科薬科大学教務部研究協力課専門職員付主任
	”	上 木 祐 一	” （ ” ）	富山工業高等専門学校会計課出納係情報処理主任
	”	佐 藤 修	” （入試課）	高岡短期大学学生課教務係教務主任
転 任	7. 4. 1	赤 井 弘 人	富山商船高等専門学校学生課専門職員	厚生課専門職員
	”	江 幡 隆 一	富山医科薬科大学総務部経理課専門職員	経済学部専門職員（外国人留学生担当）
	”	三 井 進	厚生課保健係長	富山商船高等専門学校学生課専門職員
	”	横 山 正 弘	工学部専門職員	富山医科薬科大学総務部経理課専門職員
	”	宮 原 進	国立立山少年自然の家庶務課庶務係長	庶務部人事課給与係長
	”	高 邑 英 市	富山工業高等専門学校会計課総務係長	庶務部企画室教養教育係長
	”	濱 野 松 男	富山医科薬科大学教務部学生課教務第一係長	入試課教務係長
	”	市 川 勇	富山医科薬科大学総務部主計課司計係長	人文学部・理学部用度係長
	”	西 尾 久	高岡短期大学事業課企画係長	人文学部・理学部学務第二係長
	”	川 原 卯 吉	富山工業高等専門学校庶務課人事係長	教育学部附属学校第二係長
	”	櫻 井 雅 和	富山工業高等専門学校学生課学生係長	経済学部学生係長
	”	塚 田 健 夫	経理部経理課管理係長	高岡短期大会計課出納係長
	”	山 田 知 訓	人文学部・理学部学務係長	富山医科薬科大学教務部学生課教務第一係長
	”	小 路 隆	高岡短期大学庶務課庶務係庶務主任	庶務部庶務課学事調査係学事調査主任
	”	能 波 輝 之	富山工業高等専門学校会計課出納係出納主任	人文学部・理学部経理係出納主任
	”	竹 内 勝	富山商船高等専門学校庶務課人事係人事主任	教育学部庶務係庶務主任
	”	藤 井 栄 吉	富山商船高等専門学校会計課総務係総務主任	経済学部会計係用度主任
	”	澤 崎 勝 彦	文部事務官（富山工業高等専門学校庶務課）	文部事務官（庶務部企画室）
	”	山 崎 昌 代	” （富山医科薬科大学業務部医事課収入係）	” （人文学部・理学部）
	”	石 坂 稔	” （富山医科薬科大学教務部学生課）	” （ ” ）
	”	小 林 雄 二	” （高岡短期大学学生課）	” （ ” ）
	”	城 村 浩 司	” （京都工芸繊維大学繊維学部）	” （ ” ）
	”	加 藤 尚 弘	” （高岡短期大学庶務課）	” （経済学部）
	”	荒 井 誠 一	” （富山商船高等専門学校会計課用度係）	” （ ” ）
	”	光 澤 和 嗣	” （高岡短期大学学生課）	” （ ” ）
	”	大 島 千 春	” （富山医科薬科大学教務部研究協力課）	” （工学部）
	”	西 村 孝 司	” （国立立山少年自然の家事業課業務係）	” （ ” ）

異動区分	発令年月日	氏 名	異 動 前 の 所 属 官 職	異 動 内 容
転 任	7. 4. 1	松 下 慶 子	文部事務官 (富山医科薬科大学業務部医事課医事係)	文部事務官 (工学部)
	〃	畠 山 美 苗	〃 (富山医科薬科大学教務部図書情報管理係)	〃 (附属図書館情報サービス課)
	〃	上 田 美 好	〃 (庶務部人事課)	〃 (横浜国立大学経営学部)
	〃	杉 田 昇	〃 (学生課)	〃 (富山工業高等専門学校学生課)
	〃	川 成 淳 也	〃 (人文学部・理学部)	〃 (国立立山少年自然の家事業課)
	〃	寺 島 裕 一	〃 (教育学部)	〃 (富山医科薬科大学業務部医事課)
	〃	武 田 正 夫	〃 (〃)	〃 (高岡短期大学庶務課)
	〃	山 田 浩 司	〃 (〃)	〃 (国立立山少年自然の家庶務課)
	〃	竹 内 由 利	〃 (経済学部)	〃 (富山医科薬科大学教務部学生課)
	〃	杉 本 祐 文	〃 (工学部)	〃 (高岡短期大学庶務課)
	〃	沼 田 高 志	〃 (〃)	〃 (富山商船高等専門学校学生課)
	〃	横 井 宏 正	〃 (〃)	〃 (富山医科薬科大学業務部医事課)
	〃	舘 喜 美 子	〃 (附属図書館)	〃 (富山医科薬科大学教務部図書課)
	〃	寺 尾 清 志	〃 (〃)	〃 (新潟大学附属図書館情報サービス課)
配 置 換	7. 4. 1	小 林 一 三	庶務部長	宇都宮大学庶務部長
	〃	中 村 敏 朗	埼玉大学庶務部庶務課長	庶務部人事課長
	〃	船 崎 昌 治	国立信州高遠少年自然の家庶務課長	経理部経理課長
	〃	奥 田 真 一	附属図書館事務長	経済学部事務長
	〃	長 澤 義 男	経済学部事務長	工学部事務長
	〃	亀 岡 崇 泰	入試課長	名古屋大学入試課長
	〃	桶 喜 一	人文学部・理学部事務長補佐	庶務部庶務課課長補佐
	〃	中 田 孜	富山医科薬科大学業務部医事課課長補佐	庶務部人事課課長補佐
	〃	飯 田 憲 郷	庶務部人事課課長補佐	庶務部企画室室長補佐
	〃	清 水 寛	教育学部事務長補佐	人文学部・理学部事務長補佐
	〃	村 中 一 男	庶務部企画室室長補佐	〃
	〃	羽 根 俊	庶務部庶務課課長補佐	工学部事務長補佐
	〃	近 岡 忠 夫	人文学部・理学部事務長補佐	富山医科薬科大学業務部医事課課長補佐
	〃	廣 田 浩	庶務部企画室教養教育企画係長	庶務部企画室専門職員
	〃	野 尻 津喜夫	経済学部学生係長	〃
	〃	湊 馨	経理部経理課専門職員 (契約担当)	経理部主計課専門職員 (予算分析担当)
	〃	今 井 稔	経理部経理課用度係長	経理部経理課専門職員 (契約担当)
	〃	黒 田 芳 雄	庶務部企画室教養教育実施係長	学生課専門職員 (学生団体等指導相談担当)
	〃	高 森 諤	人文学部・理学部専門職員 (教務担当)	教育学部専門職員 (教務担当)
	〃	能 登 功	厚生課専門職員 (進路指導担当)	工学部専門職員 (研究協力担当)

異動区分	発令年月日	氏 名	異 動 前 の 所 属 官 職	異 動 内 容
配 置 換	7. 4. 1	秋 元 國 男	附属図書館図書館専門員	附属図書館情報管理課図書館専門員
	〃	堀 口 勲	庶務部人事課任用係長	庶務部庶務課庶務係長
	〃	佐 伯 光 雄	教育学部附属学校第二係長	庶務部庶務課文書係長
	〃	伊 野 不二夫	庶務部人事課給与係長	庶務部人事課任用係長
	〃	東 仙 博	人文学部・理学部用度係長	経理部経理課用度係長
	〃	田 中 祥 男	工学部用度係長	経理部経理課管理係長
	〃	安 西 修 三	入試課教務係長	人文学部・理学部学務第一係長
	〃	地 崎 昇	庶務部企画室教養教育経理係長	工学部用度係長
	〃	谷 口 和 則	庶務部庶務課庶務係長	附属図書館情報管理課総務係長
	〃	田 中 大四郎	附属図書館受入係長	附属図書館情報管理課雑誌情報係長
	〃	山 田 正 芳	附属図書館整理係長	附属図書館情報管理課図書情報係長
	〃	濱 屋 節 子	附属図書館閲覧係長	附属図書館情報サービス課情報サービス係長
	〃	滋 野 康 雄	附属図書館参考係長	附属図書館情報サービス課参考調査係長
	〃	吉 田 恵 吉	附属図書館学術情報係長	附属図書館情報サービス課学術情報係長
	〃	田 中 輝 和	庶務部企画室企画調査係庶務主任	庶務部庶務課庶務係庶務主任
	〃	安 部 保 子	庶務部企画室教養教育実施係教務主任	庶務部企画室教養教育係教務主任
	〃	真 田 敏 江	教育学部会計係用度主任	経理部主計課監査係監査主任
	〃	佐久間 克 明	人文学部・理学部学務係厚生主任	厚生課厚生企画係厚生企画主任
	〃	小 林 司	人文学部・理学部学務係教務主任	人文学部・理学部学務第一係学務主任
	〃	平 野 美智子	人文学部・理学部学務係学務主任	人文学部・理学部学務第二係学務主任
	〃	堀 和 子	工学部用度係用度主任	教育学部会計係用度主任
	〃	宮 尾 幸 一	庶務部人事課任用係任用主任	工学部庶務係庶務主任
	〃	片 桐 茂	附属図書館総務係総務主任	附属図書館情報管理課総務係総務主任
	〃	高 畠 幸 子	人文学部・理学部庶務係庶務主任	附属図書館情報管理課総務係年史編纂事務主任
	〃	長 崎 宏 美	文部事務官(庶務部庶務課)	文部事務官(庶務部人事課)
	〃	中 波 憲 子	〃 (工学部)	〃 (経理部経理課)
	〃	新 井 浩	〃 (経済学部)	〃 (〃)
	〃	北 治 夫	〃 (〃)	〃 (〃)
	〃	藤 井 秀 春	〃 (〃)	〃 (学生課)
	〃	寺 林 忠 男	〃 (工学部)	〃 (厚生課)
	〃	笹 岡 博 史	〃 (学生課)	〃 (入試課)
	〃	森 慶 子	〃 (経済学部)	〃 (人文学部・理学部)
〃	市 橋 希代子	〃 (教育学部)	〃 (〃)	
〃	光 地 浩 和	〃 (附属図書館)	〃 (教育学部)	

異動区分	発令年月日	氏名	異動前の所属官職	異動内容
配置換	7. 4. 1	池田 真紀美	文部事務官（経済学部）	文部事務官（教育学部）
	〃	櫻井 幸子	文部技官（施設課）	〃（経済学部）
	〃	村崎 勝子	文部事務官（経理部経理課）	〃（工学部）
	〃	斉藤 智明	〃（経済学部）	〃（〃）
	〃	伏喜 理香	〃（厚生課）	〃（〃）
	〃	生田 智子	〃（附属図書館）	〃（附属図書館情報管理課）
	〃	木下 晋	〃（〃）	〃（〃）
	〃	松島 珠喜	〃（〃）	〃（〃）
	〃	種田 ヨシエ	〃（〃）	〃（附属図書館情報サービス課）
	〃	川崎 綾子	〃（〃）	〃（〃）
	〃	佐野 久子	〃（〃）	〃（〃）
	降任	7. 4. 1	松井 博文	附属図書館総務係長
併任	7. 4. 1	森田 昌夫	文部技官（工学部）	施設課（～8. 3. 31）
職務命令	7. 4. 1	涌井 三枝子	庶務部庶務課専門職員	庶務部庶務課専門員を命ずる
	〃	廣田 浩	庶務部企画室専門職員	庶務部企画室主任専門職員を命ずる
	〃	林 征紀	経理部主計課専門職員（予算分析担当）	予算分析担当を免ずる
	〃	林 征紀	〃	経理部主計課専門員を免ずる
	〃	湊 馨	経理部経理課専門員	経理部主計課専門員を命ずる
	〃	今井 稔	経理部経理課専門職員	経理部経理課専門員を命ずる
	〃	黒田 芳雄	学生課専門職員	学生課専門員を命ずる
	〃	宮越 謙三	厚生課専門職員	厚生課主任専門職員を命ずる
	〃	高森 颯	人文学部・理学部専門員	教育学部専門員を命ずる
	〃	江幡 隆一	経済学部専門職員	経済学部専門員を命ずる
	〃	能登 功	工学部専門職員	工学部専門員を命ずる
	〃	横山 正弘	〃（研究協力担当）	研究協力担当を免ずる
	〃	横山 正弘	〃	工学部専門員を免ずる
	〃	長崎 宏美	文部事務官（庶務部庶務課）	庶務部庶務課庶務係庶務主任を免ずる
	〃	長崎 宏美	〃（庶務部人事課）	庶務部人事課任用係総務主任を命ずる
	〃	槻 光雄	文部技官（施設課）	施設課工営係建築主任を免ずる
	〃	種田 ヨシエ	文部事務官（附属図書館）	附属図書館閲覧係閲覧主任を免ずる
	〃	種田 ヨシエ	〃（附属図書館情報サービス課）	附属図書館情報サービス課情報サービス係情報サービス主任を命ずる
採用	7. 4. 1	橋本 公三英		事務補佐員（経理部経理課）
	〃	黒畑 繁盛		臨時用務員（経理部経理課作業員）
	〃	片山 進		技能補佐員（厚生課調理師）

異動区分	発令年月日	氏 名	異 動 前 の 所 属 官 職	異 動 内 容
採 用	7. 4. 1	神 保 暁 子		事務補佐員（工学部）
退 職	7. 4. 1	梅 田 智 子	臨時用務員（教育学部作業員）	平成7年3月31日限り退職した
	”	佐 倉 珠 美	事務補佐員（工学部）	”
	”	藤 村 正 子	” （ ” ）	”
	”	山 田 智 恵	” （附属図書館）	”
	”	山 口 一 美	” （地域共同研究センター）	”
辞 職	7. 3. 31	福 田 立 明	教 授（人文学部）	辞職を承認する
	”	氣賀澤 保 規	” （ ” ）	”
	”	水 内 俊 雄	助教授（ ” ）	”
	”	遠 藤 幸 一	” （教育学部）	”
	”	沖 田 昭 夫	教 頭（副校長）（教育学部附属小学校）	”
	”	大 澤 保	教 諭 （教育学部附属中学校）	”
	”	原 幸 子	” （教育学部附属養護学校）	”
	”	古 田 雅 香	” （ ” ）	”
	”	居 林 次 雄	教 授（経済学部）	”
	”	太 田 雅 晴	助教授（ ” ）	”
	”	南 部 睦	講 師（理学部）	”
	”	長 崎 宏 之	助 手（ ” ）	”
	”	高 山 藤一郎	” （工学部）	”
	”	高 尾 テルノ	助教授（保健管理センター）	”
	併 任	7. 3. 31	田 中 晋	教 授（教育学部）
”		田 中 晋	” （ ” ）	評議員の併任を解除する
”		塚 野 州 一	” （ ” ）	評議員（～7. 5. 31）
採 用	7. 4. 1	黒 柳 晴 夫		教 授（教育学部）
	”	古 川 政 明		” （ ” ）
	”	竹 井 史		助教授（ ” ）
	”	鼓 みどり		” （ ” ）
	”	樋 野 幸 男		” （ ” ）
	”	山 根 拓		講 師（ ” ）
	”	北 岡 勝		教 頭（副校長）（教育学部附属小学校）
	”	横 野 誉 子		教 諭 （教育学部附属中学校）
	”	野 畑 明 仁		” （教育学部附属養護学校）
	”	長 濱 由 香		” （ ” ）
	”	青 木 亮		講 師（経済学部）

異動区分	発令年月日	氏 名	異 動 前 の 所 属 官 職	異 動 内 容
採 用	7. 4. 1	坂 出 健		助 手 (経済学部)
	"	横 山 初		" (理学部)
	"	石 崎 泰 男		" (")
	"	山 根 岳 志		" (工学部)
	"	加賀谷 重 浩		" (")
	"	黒 田 靖 子		文部技官 (工学部)
	"	西 村 優紀美		講 師 (保健管理センター)
昇 任	7. 4. 1	赤 尾 千 波	助 手 (岐阜大学教育学部)	助教授 (人文学部)
	"	中 河 伸 俊	助教授 (人文学部)	教 授 (")
	"	齋 藤 孝 滋	講 師 (")	助教授 (")
	"	安 村 勉	助教授 (経済学部)	教 授 (経済学部)
	"	伊 藤 良 弘	" (")	" (")
	"	大 坂 洋	助 手 (")	講 師 (")
	"	鍋 島 直 樹	" (名古屋大学経済学部)	" (")
	"	栗 本 猛	" (大阪大学理学部)	助教授 (理学部)
	"	黒 田 重 靖	助教授 (工学部)	教 授 (工学部)
	"	池 野 進	" (地域共同研究センター)	" (")
	"	小 田 晃 規	助 手 (工学部)	助教授 (")
	"	松 田 健 二	文部技官 (工学部)	助 手 (")
	"	松 山 政 夫	助教授 (水素同位体機能研究センター)	教 授 (水素同位体機能研究センター)
	"	蘆 田 完	助 手 (")	助教授 (")
	"	田 中 る み	文部技官 (理学部)	助 手 (")
"	高 辻 則 夫	助 手 (工学部)	助教授 (地域共同研究センター)	
転 任	7. 4. 1	鈴 木 信 雄	" (理学部)	助 手 (金沢大学理学部附属臨海実験所)
配 置 換	7. 4. 1	山野井 敦 徳	教 授 (教育学部)	教 授 (広島大学大学教育研究センター)
	"	和 合 肇	" (経済学部)	" (新潟大学経済学部)
退 職	7. 4. 1	観 山 雪 陽	" (教育学部)	平成7年3月31日限り停年により退職した
	"	結 城 善 之	講 師 (")	"
	"	武 暢 夫	教 授 (経済学部)	"
	"	後 藤 克 己	" (理学部)	"
	"	多 々 静 夫	" (工学部)	"
	"	嶋 尾 一 郎	" (")	"
	"	田 中 久 彌	" (")	"
併 任	7. 4. 1	風 卷 紀 彦	" (理学部)	理学部長 (～9. 3. 31)

異動区分	発令年月日	氏 名	異 動 前 の 所 属 官 職	異 動 内 容
併 任	7. 4. 1	風 巻 紀 彦	教 授 (理学部)	評議員の併任を解除する
	"	高 木 光 司 郎	" (")	評議員 (～7. 5. 1)
	"	東 川 和 夫	" (")	理学部数学科長 (～8. 3. 31)
	"	平 山 実	" (")	理学部物理学科長 (")
	"	高 安 紀	" (")	理学部化学科長 (")
	"	菅 井 道 三	" (")	理学部生物学科長 (")
	"	川 崎 一 朗	" (")	理学部地球科学科長 (")
	"	佐 竹 洋	" (")	理学部生物圏環境科学科長 (")
	"	池 田 長 康	" (工学部)	工学部電子情報工学科長 (")
	"	竹 越 栄 俊	" (")	工学部機械システム工学科長 (")
	"	黒 田 重 靖	" (")	工学部物質工学科長 (")
	"	井 上 正 美	" (")	工学部化学生物工学科長 (")
臨時的任用	7. 4. 1	田 中 則 人	教 諭 (教育学部附属小学校)	平成7年3月31日限り任期満了により退職した
育児休業	7. 4. 1	前 田 裕 子	" (")	職務に復帰した
職務命令	7. 4. 1	加賀谷 重 浩	助 手 (工学部)	廃液処理施設勤務を命ずる

学 内 諸 報

次期学長候補者に小黒学長を再選



次期学長候補者選挙の本選挙が、去る3月20日(月)午前10時から同12時まで、黒田講堂会議室において実施されました。

選挙結果は、次のとおりです。

選挙資格者数	452名
投票者数	345名(不在者投票7名を含む)
無効投票数	63票(うち白票47票)
小黒千足候補者 得票数	282票

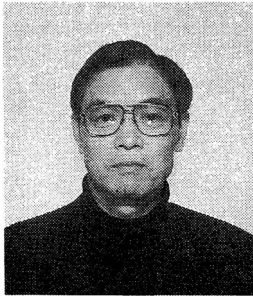
これに基づき、同日開催の平成6年度第12回評議会において、小黒現学長を次期学長候補者に決定しました。

任期は、平成7年6月13日から2年間。

小黒学長は、昭和28年3月北海道大学理学部生物学科を卒業、同29年8月同大学大学院理学研究科を退学され、同年同月北海道大学理学部助手、同41年4月富山大学文理学部助手、同43年4月同助教授、同49年7月同教授、同52年5月文理学部改組により富山大学理学部教授となり、この間、昭和54年5月から同62年3月まで富山大学評議員、同62年4月から平成3年3月まで富山大学理学部長及び評議員を併任、昭和62年4月から平成2年3月まで富山大学トリチウム科学センター長、平成2年6月から同3年6月まで富山大学水素同位体機能研究センター長を併任、同3年6月から富山大学長となり現在に至っています。

専門は、比較内分泌学、動物系統分類学、理学士、理学博士。

人文学部長に小澤教授を選出



小谷仲男人文学部長の任期が平成7年5月1日をもって満了することに伴い、人文学部教授会は平成7年3月8日（水）に次期学部長候補者の選挙を行い、その結果、小澤浩教授が選出されました。任期は、平成7年5月2日から

2年間。

小澤教授は、昭和38年7月国際基督教大学教養学部を卒業、同46年3月東京教育大学大学院文学研究科修士課程を修了、同51年3月東京教育大学大学院文学研究科博士課程を単位取得退学の後、同51年4月富山医科薬科大学医学部助教授を経て、平成元年4月富山大学人文学部教授に就任し、現在に至っています。

なお、この間、平成5年5月から2年間富山大学評議

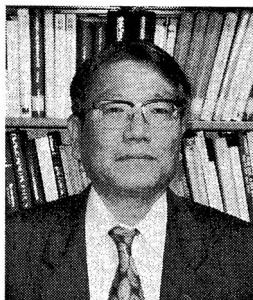
員を併任されています。

専門は、近代日本宗教史・近代日本思想史、文学修士、富山県出身。

（就任の抱負）

思い掛けない人事で当惑しているが、天の声には従うほかはない。改組から2年になるが、旧教養部から迎えた優れた人材をまだ十分生かし切る体制になっていない。三か所に分散していて不自由をかこっている建物の統合・新築も焦眉の課題である。研究科の改革もゆるがせにできない。と同時に、昨今の異常な世相を見ていると、我々人文科学の研究・教育に携わる者の責任が改めて問われている気がする。自己の良心と他者への愛に基づく健全な批判精神を身につけた若者をどんどん世に送り出していかなければならない。そのために、少しでも貢献できればと願っている。

学生部長に浜谷人文学部教授を再選



浜谷正人学生部長の任期が平成7年5月8日で満了となることに伴う次期学生部長候補者の選考が、去る3月17日開催の評議会において行われました。

教務委員会及び学生生活協議会合同委員会から、次期学

生部長候補適任者として推薦された3名の教授の内から浜谷正人教授（人文学部）が再選されました。

任期は、平成7年5月9日から2年間。

浜谷教授は、昭和41年3月京都大学文学部史学科（人

文地理学専攻）を卒業、同43年3月京都大学大学院文学研究科修士課程を修了され、同年4月金沢大学助手、同48年4月山形大学講師、同50年7月同大助教授、同58年8月富山大学人文学部教授となられ現在に至っています。

この間、平成3年5月から評議員を、平成5年5月から学生部長を歴任されています。

（就任の抱負）

学生部職員及び他部局の協力の下、多様化してきた学生の要求やトラブルに適切に対処するとともに、学生との建設的な対話をはかり、自由かつ秩序ある学園環境をめざしたい。

退職者を囲む懇談会

— 教官10名 事務系8名 —

平成6年度に定年（停年）又は勲奨により退職された方々を囲む懇談会が去る3月15日（水）11時50分から黒田講堂会議室において開催されました。

懇談会では、小黒学長から退職者一人一人に記念品が贈呈された後、永年にわたって本学に尽くされたことへの労をねぎらう挨拶がありました。これに対して退職者を代表して、事務局庶務部庶務課福田事務官が謝意を述べられました。

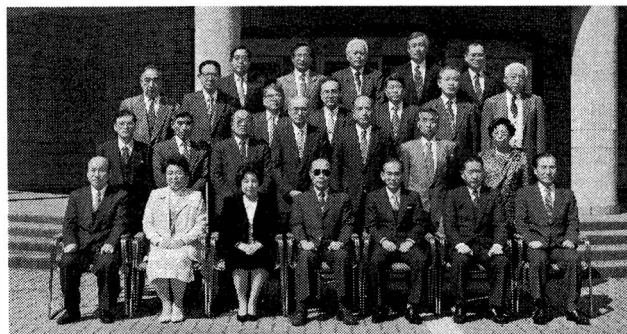
次いで記念撮影の後、懇親パーティに移りました。

懇親会は、終始和やかな雰囲気のうちに行われ、学長をはじめ各部局長から永年の労がねぎらわれました。

なお、退職された方々は次のとおりです。

事務局	文部事務官	板谷力夫
“	“	渡邊國男
“	“	福田侑子
“	用務員	高島仙次
学生部	文部技官	片山進
人文学部・理学部	文部事務官	清水麗子
教育学部	文部教官	観山雪陽
“	“	結城善之
経済学部	文部教官	武暢夫

理学部	文部教官	後藤克巳
“	“	南部睦
工学部	文部教官	嶋尾一郎
“	“	多々静夫
“	“	田中久彌
“	“	高山藤一郎
“	文部事務官	本澤健二
“	文部技官	西村昭治
保健管理センター	文部教官	高尾テルノ
		以上18名



▲ 平成6年度退職者を囲む懇談会

学長の労をねぎらう挨拶

本年度末で、定年退職される皆様には、職務上の立場はさまざまでも、大変長い間、富山大学の発展のために、ひいては我国の高等教育・学術進歩のために御尽力戴きました。心からお礼申し上げます。

その間には、不本意なことや、人知れぬ困難も多かったことと存じます。特に大学設置基準改正後は、半世紀に一度と云われる大学改革の嵐に直面されました。しかしながら、ここで皆様の貴重な御時間を戴いたことは、本学の将来のために大きな力になりました。全学の教職

員に代わりまして、改めてお詫びと、お礼を申し上げます。なお、皆様が築かれた道を大きく発展させるため、私どもはさらに努力致したいと存じます。

これからの皆様の道はそれぞれ異なるとは存じますが、いつまでも御健勝でありますことを祈念致します。また、お時間がございましたら、古巣を訪れて更にご指導を戴きましたら幸いです。

以上簡単ではございますが、皆様が大学を去られるに当たりまして、お礼の言葉に代えさせて戴きます。

海	外	渡	航	者
---	---	---	---	---

渡航の種類	所属	職	氏名	渡航先国	目的	期間
外国出張	教育学部	助教授	西川友之	タイ バングラデシュ パキスタン	「平成6年度スポーツ専門家短期派遣事業」におけるバレーボールの親善試合及び指導	7. 3. 6) 7. 3. 20
	〃	〃	布村忠弘	〃	「平成6年度スポーツ専門家短期派遣事業」におけるバレーボールの親善試合及び指導	7. 3. 6) 7. 3. 20
	理学部	教授	小島 覚	カナダ	「北極における氷河末端域の生態系変動の研究」についての研究打合せ	7. 3. 15) 7. 3. 30
	〃	〃	小松美英子	オーストラリア	「胃で幼生を保有するヒトデの個体発生とその保証機構」の研究	7. 3. 22) 7. 4. 4
	工学部	講師	吉田正道	大韓民国	高分子プロセッシング学会第11年会出席及び研究発表, 他	7. 3. 25) 7. 3. 31
	人文学部	教授	磯部 彰	〃	「朝鮮半島における中国戯曲の受容と展開」に関する研究	7. 3. 25) 7. 4. 1
	〃	助教授	前川 要	連合王国, ドイツ オーストラリア イタリア	ヨーロッパ都市考古学の研究 (在外研究員)	7. 3. 26) 8. 1. 26
	〃	教授	小川洋通	フランス, ドイツ 連合王国, カナダ アメリカ合衆国	現代英語の比較・記述的研究 (在外研究員)	7. 3. 29) 8. 1. 27
海外研修	人文学部	助教授	村井文夫	フランス	文献調査及び資料収集	7. 3. 5) 7. 4. 1
	経済学部	講師	岩内秀徳	インドネシア	在ジャカルタ日系企業の調査・研究	7. 3. 18) 7. 3. 25
	工学部	助手	島田邦雄	アメリカ合衆国	第4回日米熱工学合同会議に出席	7. 3. 19) 7. 3. 24
	教育学部	教授	松村晴路	中国	研究会出席及び資料収集	7. 3. 25) 7. 4. 9
	〃	助教授	堀田朋基	フィンランド	伸張-短縮サイクル運動における疲労の研究	7. 3. 26) 7. 5. 15

外国人来訪者

氏名 (国籍)	本国における 所属機関・職名	来学目的	本学受入れ先	期間
アラン・ハックルベリー (ドイツ)	ルール大学教授	講演及び研究打合せ	理学部・助教授 阿部幸隆	7. 3. 6) 7. 3. 8

職員消息

<住所変更>

部局名	官職	氏名
理学部	教授	久保文夫
理学部	助教授	石岡努
工学部	助手	須賀実

主 要 行 事

本 部

- 3月1日 第4回学長候補者選挙管理委員会
 6日 県内人事担当課長会議
 個別学力検査（前期日程）合格者発表
 8日 国立大学協会理事会
 厚生補導業務研修会
 10日 言語表現科目教官研修会
 第5回学長候補者選挙管理委員会
 教養教育教官負担検討小委員会
 教養教育委員会管理運営専門委員会
 11日 個別学力検査（後期日程）
 13日 総合科目（環境）教官研修会
 感謝状贈呈式
 13～14日 個別学力検査（前期日程）入学手続き
 14日 平成6年度名古屋工事事務所管内国立学校等
 施設担当部課長会議（名古屋工事事務所）
 15日 退職者を囲む懇談会
 16日 厚生補導業務研修会
 16～17日 総合科目（生活と福祉）教官研修会
 20日 学長候補者本選挙
 21日 個別学力検査（後期日程）合格者発表
 23日 低温液化室運営委員会
 24日 学位記授与式（富山市公会堂）
 27日 個別学力検査（後期日程）入学手続き
 31日 金庫検査

人 文 学 部

- 3月2日 学部予算委員会
 3日 教授会
 人文学部長候補者選挙管理委員会
 8日 教授会
 教授会（人事）
 大学院人文科学研究科委員会
 9日 人事に関する検討委員会
 11日 平成7年度入学者選抜学力検査（後期日程）
 13日 『人文学部のしおり』編集委員会
 14日 学部学生生活委員会

- 15日 学部将来計画委員会と予算委員会の合同委員会
 眞率会送別会
 20日 教授会
 教授会（人事）
 大学院人文科学研究科委員会
 22日 学部国際交流委員会
 人事に関する検討委員会
 23日 次期学部教務委員会
 24日 学位記授与式
 27日 留学生受入れに伴う専門教育教官の採用に関する条件等検討委員会（仮称）

教 育 学 部

- 3月1日 学部教育実習検討委員会
 3日 学部教務・学生生活合同委員会
 教授会
 学部将来計画委員会小委員会
 7日 学部学生生活委員会
 8日 学部教務委員会
 学部教務・学生生活合同委員会
 教育学研究科委員会
 教授会
 人事教授会
 10日 附属養護学校卒業式
 14日 学部予算委員会
 附属幼稚園修了式
 15日 附属小学校卒業式
 16日 教育学研究科後発整備委員会・教育学研究科
 委員会 小委員会合同委員会
 附属教育実践研究指導センター運営委員会
 教育実習委員会
 附属中学校卒業式
 17日 学部教務委員会
 附属幼稚園修業式
 18日 附属中学校修業式
 20日 学部教務・学生生活合同委員会
 教授会
 人事教授会

	教育学研究科委員会		眞率会送別会
	附属小学校修業式	16日	大学院設置構想推進委員会
22日	富山大学教務委員会教職科目専門委員会	20日	教授会
	呉山会送別会		人事教授会
23日	附属養護学校修業式		大学院理学研究科委員会専任教授会
24日	学位記授与式	24日	学位記授与式

経済学部

3月1日	平成7年度私費外国人留学生入学試験選考委員会
2日	学部入学方法検討委員会
3日	教授会 学部施設整備委員会（持ち回り）
6日	大学院経済学研究科委員会小委員会
7日	学部教務委員会
8日	人事教授会 大学院経済学研究科委員会 教授会
9日	学部学生生活委員会
13日	各種委員選考委員会
15日	学部将来構想検討委員会
20日	学部入学方法検討委員会 教授会 学部教務委員会 学部就職指導委員会 コンピュータ管理運営委員会
24日	学位記授与式及び祝賀会（富山観光ホテル）
30日	学部学生生活委員会

工学部

3月3日	教授会
8日	教授会 研究科委員会 専任教授会
9日	欧文概要編集委員会
11日	入学者選抜学力検査（後期日程）
15日	学部教務委員会
16日	学部施設整備委員会
20日	教授会 研究科委員会 専任教授会 博士後期課程委員会
23日	学部施設整備委員会
24日	学位記授与式及び祝賀会

地域共同研究センター

3月6日	地域共同研究センター運営委員会
9日	企業見学と産学交流会（日本高周波鋼業㈱）

理学部

3月1日	理学部案内編纂委員会
3日	教授会 大学院理学研究科委員会 人事教授会 学科長会議
8日	大学院理学研究科委員会 教授会 人事教授会 大学院理学研究科委員会専任教授会
11日	平成7年度入学者選抜学力検査（後期日程）
15日	学部施設委員会 学科長会議

お知らせ

国際交流事業基金の充実に協力を

富山大学国際交流事業基金事業は、昭和61年7月に本学の国際交流を支援する目的で組織された富山大学国際交流事業後援会が、昭和61年9月から2年間にわたる募金活動を行い寄附された約1億1千万円の事業基金の果実により実施されています。

この国際交流事業後援会は、昭和63年9月に解散いたしました。本事業基金は、その後も引き続き寄附の受入れを行っています。

最近の金利の大幅な低下に伴い、現在有している事業基金ではこれまでの事業規模を今後とも確保していくことは極めて困難な情勢となっています。

つきましては、本事業基金を充実し、国際交流事業を維持していくため、教職員各位の御協力をお願いいたします。御寄附下さる方は、所属部局の庶務係（総務係）又は庶務課に御連絡下さい。

国際交流事業基金に寄附された方々

平成6年1月1日から平成7年3月31日までに本学国際交流事業基金に18人の方々から合計41万円の寄附がありました。ここに御寄附いただいた方々を紹介します。

国際交流事業基金への寄附者（敬称略）

学 長	小 黒 千 足	理 学 部	池 本 弘 之
人文学部	谷 井 俊 仁	工 学 部	前 田 寧
教育学部	松 本 清	〃	磯 部 正 治
経済学部	星 野 富 一	〃	岡 根 正 樹
〃	新 里 泰 孝	〃	笹 木 亮
〃	酒 井 富 夫	〃	須 加 実
理 学 部	石 川 義 和	〃	鮎 井 賢 治
〃	松 島 房 和	〃	川 原 田 淳
〃	小 松 美 英 子	〃	神 原 貴 樹

（庶務部庶務課）

編 集 富山大学庶務部庶務課
富山市五福3190
印刷所 あけぼの企画株式会社
富山市住吉町1丁目5-18
電話(24)1755(代)